

経済産業省委託事業

カンボジアにおける
模倣品流通実態についての調査

2017年9月

日本貿易振興機構(JETRO)

バンコク事務所 知的財産部

カンボジアにおける知的財産権の行使

3.1 権利者自らによる対策

カンボジアにおいて、知的財産権者は、侵害者に対して、行政措置、民事措置、刑事措置をとることが可能である。また、法律に基づき、税関を介して商品を押収する方法も利用できる。

カンボジアにおける権利行使はまだ初期段階であり、さらに関係当局は民間企業の知的財産権を行使する適切な手続を策定している最中である。従って、民間企業は、カンボジアにおいて模倣品と対抗する際、適切な戦略を選択しなければならない。いくつかの手段は、当局が関与することなく講じられ、模倣品の製造及び流通を阻止することを目的とする。裁判制度を介した権利行使は予測不能かつ高額であるのため、損害賠償目的の措置はほとんど用いられない。

権利者は通常、相手側に侵害停止要求書(cease-and-desist letter)を送付し、又は、公衆に注意又は警告を公表することによって、交渉による解決を図ることをクライアントにアドバイスする。侵害者が非協力的な場合、又は問題が容易ではない場合には、知的財産局(DIPR)に先立った行政措置、国境措置に対する申立て、模倣品あるいは製造設備の押収のための経済警察及び又はカンボジア輸出入検査・不正抑制局(CAMCONTROL)への申立て、民事・刑事訴訟等の他の措置を取り得る。

調査 (Investigation)

調査、分析、そして権利行使戦略の立案は、知的財産権侵害があった場合に取るべき最初的手段である。求められる救済に関わらず、侵害の証拠を調査して集め、それらに基づいて有効な権利行使戦略を構築することが重要である。侵害者が監視され、あるいは法的措置が取られる虞があると侵害者が気付くと、証拠を収集し、あるいは増やすことが極めて困難になるので、侵害者に対する何らかの措置を講じる前に、侵害の証拠を調査・収集・有効な権利行使戦略の構築を行うことが重要である。

侵害停止要求書 (Cease-and-Desist Letter)

調査結果に応じて、知的財産権者の一つの方策は、侵害者に直接、侵害停止要求書(cease-and-desist letter)を送付することである。カンボジア関係当局は、権利行使がまだ整備中であり、公平に実現されなかったということを認識している。従って、侵害停止要求書は、模倣品の販売を中止し、侵害をやめることについて、侵害者に対する警告として機能する。

この措置は、侵害者に、知的財産権者がカンボジア市場における模倣品に対して措置を講じることを強調する。多くの場合、侵害者は、費用・時間のかかる訴訟を避けるために、権利者に協力し、侵害をやめる。

場合によっては、この通知は、特に、侵害者の行動が国際的かつ故意である場合、あるいは侵害者の生計全体が脅かされている場合、すべての模倣行為をやめさせることを侵害者にもたすものではないかもしれない。侵害停止要求書は、侵害者に違法行為を他の侵害の可能性の低いものに移そうと思わせる可能性がある。最終的に、侵害者が侵害停止要求書を受け取り、無視した場合、侵害者の行為は侵害者がカンボジア法の故意侵害を犯したことを証明するのに役立ち得る。そして、不注意な違反行為の制裁よりも、より厳しい制裁が科される。

侵害停止要求書は、下記に記載した他の手段ほど費用がかからず、特に小売業者に対して有効である。当然ながら、ある程度の侵害者は侵害停止要求書を無視するので、その場合はさらなる措置を講じる必要がある。

侵害停止要求書が侵害をやめさせるのに有効ではない場合、一つの典型的な手段は行政措置のために知的財産局(DIPR)に申立てることである。侵害者が知的財産局(DIPR)の問合せに回答しない場合、権利者は侵害者に対して民事訴訟又は刑事訴訟を検討する必要があるかもしれない。

公示又は警告(Public Notice or Warning)

公示又は警告は、公衆に対して模倣品について注意を促し、かつ、知的財産権者が不法行為を続ける侵害者に対して自己の権利を行使する措置を講ずることを侵害者に警告するためのものである。模倣品を販売する多くの小規模小売店がある場合、公示は有効である。さらに、小規模小売店が警告を受けたにもかかわらず、権利行使に関わる関係当局はしばしば、医薬品や食料品のような人体に特に有害な模倣品以外の販売に関して取り締まりたがらないことがある。関係当局の理論的根拠は、カンボジアは何年間もこの種の不正販売を認めていたこと、そして、関係当局が警告なく突然、法を行使しはじめた場合に公平ではなく、政治的に見過ごすというものである。

公示は通常、有名な地方新聞に公表される。

知的財産権者が公示を無視する侵害者に対して引き続き強制措置を講じる準備を行わない場合、知的財産権者はさらに大胆になる侵害者により信頼性を失うので、公示は逆効果になる可能性がある。我々は常に、公示又は警告の前に、知的財産権者が信頼できる次の方策を有することを強く主張する。

3.2 行政的救済

商標権

商標権者は、知的財産局(DIPR)が調停人として仲介する行政措置を講ずるために、知的財産局(DIPR)に申請を提出することができる。知的財産局(DIPR)の調停は、フレキシブルな、(同意に至らない場合は)拘束力のない紛争解決手続であり、調停人はその中で当事者間の交渉を促し、当事者が和解に至るように手助けする。

行政措置による対応に関する手段は一般的に、他の手続と比較して、非常に簡易でかつ費用対効果が高い。聴聞会の申請は知的財産局(DIPR)に行われ、調査報告書及びそれをサポートする証拠を提出しなければならない。申請の承認後、知的財産局(DIPR)は、オフィシャルレターを侵害者に送付する。本オフィシャルレターにより、侵害している店舗、倉庫、又は工場の所有者・管理者に、知的財産局(DIPR)に出頭して本件について説明し、かつ1回以上の聴聞で商標権者と交渉することを要求する。

理論的には、侵害者が知的財産局(DIPR)からの本オフィシャルレターを無視し、あるいは知的財産局(DIPR)に出頭することを拒むときは、知的財産局(DIPR)の責任者が地方警察当局に連絡し、侵害者に行政措置に応じるように直接交渉する。しかしながら、実際には、侵害者は一般的に、知的財産局(DIPR)の動きに非常に敏感であり、行政措置の要求を滅多に無視しない。

聴聞が計画されると、調停人が自分が適切であると考えて和解をすすめている間、各当事者は調停人に各々の意見書を提出する。和解に至った場合、商標権者又は調停人は、和解条件を含む和解文書(例えば、議事録)を作成する。当事者によって実行された場合、和解文書は拘束力があり、そして、侵害者がその条件に違反した場合の不法行為の証拠として役立つ。

知的財産局(DIPR)は、命令を発したり、裁定を行ったり、商品の差し押さえ・破壊を行う権限を有しないが、侵害者に不法行為をやめるように説得した特筆できる業績を有する。

知的財産局(DIPR)の行政措置は、透明性があり、信頼できる。現在、本手続がカンボジアにおける商標権に関わる多くの紛争を解決するための最も効果的な仕組みを提供している。

特許権

カンボジア王国の工業・手工芸省(MIH)が特許を付与したのは、過去 2 年間だけである。2017 年中旬現在、工業・手工芸省(MIH)にもたらされた特許権侵害事件はなかった。時期が到来し、工業・手工芸省(MIH)が進んで紛争解決措置を講じることを表明したが、工業・手工芸省(MIH)は特許権侵害のおかれた状況に対して措置を講じなかった。

著作権

文化芸術省は、著作権侵害(海賊行為)を含む紛争に関して調整を行う。文化芸術省は、この業務に対して料金を課さないが、手続はまだ新しく、正式に施行されてから間もない。一般的には、手続は次の通りである。

- **登録された著作権等** 著作権者から申請書を受け付けると、著作権部は物理的な登録を行い、(フレキシブルであるが)調停手続を開始する。申請の標準書式は存在しない。著作権部はこの種の支援を提供するリソースを有しないため、申請者は自身で海賊行為に対して調査を行い、十分な証拠を集めることが期待されている。
- **未登録の著作権等** 著作権者から申請書を受け付けると、著作権部は申請書と証拠を確認し、申請者が真の著作権者であることを示す、さらに多くの証拠を提出するよう申請者に依頼することができる。著作権部は、未登録の著作権の権利者に対して調査を行い、又は証拠を見つけることができるリソースを有しないため、その責任は、権利者に、(i)著作権保護の権利を与え、そして(ii)現実の著作権侵害を証明することである。著作権者は、上記項目(i)を避けるために、可能なかぎり、文化芸術省に著作権を登録すべきである。

3.3 訴訟手続による救済

行政措置によって侵害から救済することができない場合、知的財産権者は裁判制度を利用し、侵害者に対して刑事訴訟及び民事訴訟を起こすことができる。残念なことに、カンボジアの裁判制度は、十分に整備されておらず、ほとんどの紛争において現在有意義な手段ではない。

背景

クメール・ルージュ政権の間、カンボジアの法律制度全体が廃止され、裁判制度は解体された。そして、ベトナムがカンボジアに侵攻してクメール・ルージュを倒し、1979 年にクメール・ルージュ政権が終わった。内戦はパリ和平協定が締結された 1991 年まで続き、その後、国連カンボジア暫定統治機構 (UNITAC: United Nations Transitional Authority in Cambodia)が暫定政府として設立された。国連カンボジア暫定統治機構は、機構自身の軍隊、警察、刑務所及びその他の制度を有し、平和を取り戻し、1993 年 5 月に選挙を行うことを手助けた。選挙後、国連カンボジア暫定統治機構は残り、選ばれた政府を支援し、現首相である Hun Sen 氏が 1998 年の選挙を勝利するまで平和を取り戻す手助けを行った。Hun Sen 氏はその後カンボジアの首相となる。

カンボジアの国民議会が民事訴訟法を承認した 2006 年まで民事訴訟法は存在しなかった。民事訴訟法は、2007 年に制定され、刑法が 2009 年に制定された。民法の実施に関する法律は 2011 年まで制定されなかったため、カンボジアの法律制度が非常に新しいことは明らかである。

カンボジアは、民法の国である。日本とは異なり、知的財産権の紛争に対する特別な裁判所はない。最高裁判所の判決は、将来の裁判に対して拘束力がなく、さらに重要なことには、ほとんど報告されない。従って、裁判所が、成文法をどのように解釈し、あるいは種々の状態における事実をどのように当てはめるのかについて信頼できる示唆はほとんどない。また、手続が透明性に欠き、裁判所がしばしば汚職で訴えられるため、カンボジアにおける訴訟結果の予測は他の国々より難しい。

紛争が裁判を通過するため何年間もかかる可能性があるため、カンボジアの訴訟構造は時間の浪費である。また、訴訟費用は、下級裁判所の通常の事件で約 US \$20,000 (但し、裁判所への申請費用、雑費及び VAT を除く) に上り、高額である。クライアントは、カンボジアの知的財産権紛争を訴訟で解決することを決定することはほとんどなく、多くのクライアントは、知的財産局(DIPR)の行政措置、及び／又は、権利行使措置のためにカンボジア模倣品対策委員会へのアプローチを選ぶ。

カンボジア模倣品対策委員会(CCCC)、経済警察、税関、カンボジア輸出入検査・不正抑制局(CAMCONTOROL)が模倣品に対してより積極になると、訴訟は近い将来広く普及すると十分に考えられる。

3.3.1 民事的救済(民事訴訟)

損害

侵害により損害を被る知的財産権者は、民法上の損害賠償と特定の救済を請求することができる。

- **商標権**²⁵ 商標法は、権利者の商標を侵害し、あるいは不正競争行為をはたらく者に対して裁判手続を起こす権利を、登録商標の権利者が有し、そして、裁判所が賠償金の支払い、及び／又は、差止命令を行うことができる旨を規定する。
- **特許権**²⁶ 同様に、特許法は、特許権を侵害する侵害者に対して、賠償金の支払いを裁定し、そして、差止を命令する権限を裁判所に与える。
- **著作権**²⁷ 最後に、著作権法は、損害を認定し、さらなる著作権侵害を禁止し、名誉棄損を是正し、そして、紛争物を取り戻したり破壊したりすることを裁判所に要求する権利を、著作権者に与える。

時効²⁸

不法行為に基づく損害賠償請求に関する時効は、損害を被った当事者あるいはその法定代理人が侵害行為に気付いた時から 3 年、又は、侵害行為が起きた日から 10 年である。

²⁵ カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002 年), 第 11, 24, 27 及び 28 条

²⁶ 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003 年), 第 43 及び 126 条

²⁷ 著作権法及び関連する権利に関する法律(2003 年), 第 57-61 条

²⁸ 民法第 765 条

立証責任

民事訴訟における立証責任のレベルは、非常に高く、証拠の優越(a preponderance of the evidence)に依存する。立証の成功の可能性は刑事訴訟よりも民事訴訟の方が高く、民事訴訟における立証責任のレベルは(合理的な疑い(reasonable doubt)を超える)刑事訴訟における立証責任よりも低い。

一般手続

民事訴訟における手続は、原告が裁判所に訴状を提出し、その後、被告は答弁書を提出する。裁判所は、証拠尋問に当事者を呼び、判決を下す。状況により、判決は控訴裁判所に控訴され、そして最高裁判所に上訴される。

仮差止め(Preliminary Injunctions)

- **商標権**²⁹ 商標法は、侵害、切迫した侵害、あるいは、不正競争行為を防止し、又は侵害容疑についての関係証拠を保全するため、裁判所に暫定措置を命じる権限を与える。申立人が、自分が商標権者であり、かつ侵害が切迫しているという一応の証拠(prima facie evidence)を提出し、さらに、被告を保護し、乱用を防止するために(裁判所により定められた)担保を提供する場合、緊急措置が命令される。暫定的な救済が命令された場合、被告はその通知から 15 労働日以内に尋問を受ける権利がある。さらに、申立人は、その通知から 20 日以内に本件の訴訟手続を開始しなければならず、それを行わなかった場合は、裁判所が被告の要求により暫定措置を取り消さなければならない。暫定措置が取り消された場合、あるいは、申立人が本件で敗訴した場合、暫定措置によってもたらされた損害に対して、裁判所は被告に賠償金を支払うことを申立人に要求することができる。
- **特許権**³⁰ 特許法は、特許権侵害又は切迫した侵害を防止するために、裁判所が差止め命令を出すことを認めているが、差止め命令を得るための基準に関しては規定していない。しかしながら、カンボジアの民事訴訟法は、原告による本件の強力な証拠と、被告が裁判の間に原告の特許権を侵害し続けることが認められ、判決が言い渡された後に損害を回復できないという強力な主張を立証できる場合、終局判決がでるまでの間、裁判所に仮差止め／仮救済を命令する権限を与える。裁判所は、この種の予備的救済を与えた場合、通常、申立人が最終的に敗訴した際に原告の損害に対して担保を提供することを申立人に命令する。
- **著作権**³¹ 著作権法は、裁判所に、実際の又は切迫した著作権侵害を禁止し、著作権侵害にかかるものを押収、又は破壊し、そして、著作権侵害に関する証拠保全を行う権限を与えている。これらの法的措置に根拠がないことが証明された場合、申立人は被告の実際の損害に対して責任を負う。申立人が押収から 30 日以内に本件について訴訟を起こさない場合、裁判所は被告の請求により押収したものを解放する。

²⁹ 標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002年), 第 27-34 条

³⁰ 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003年), 第 126 条. カンボジア王国民事訴訟法典 (2006年), 第 540-557 条

³¹ 著作権及び関連する権利に関する法律, 第 57-61 条.

訴訟費用³²

民事訴訟法の下、民事訴訟の原告は、民事訴訟を起こす場合、裁判所に訴えの提起手数料を払うことが求められる。訴えの提起手数料は、訴訟の目的の価額に基づいてスライド制で計算されるが、一般的には(その価額の1%以下で)非常に少額である。追加の提起手数料は、手続の様々な段階で適用されるが、それらも少額である。また、カンボジアに資産を有さない外国の原告は、裁判所の最終判決で被告が勝訴する場合、被告の訴訟費用を相殺するために、裁判所に担保を提供することが要求される。最後に、外国の原告/知的財産権者に対して、裁判所が慎重を期して軽々しく、知的財産権者の実際の訴訟費用のほんの一部よりも多い額を支払うことを侵害者に命令することは想定してはしないが、裁判所には裁判の最後に、訴訟のすべての費用を負担するよう敗訴者に命令する権限が与えられている。

3.3.2 刑事的救済(刑事訴訟)

商標権侵害³³

商標法は、次の刑事罰を課す。

- 登録された商標、サービスマーク、団体標章、又は商号を模倣し、又は、模倣した標章を付し、あるいは偽造した商標・サービスマーク・団体標章を付した商品を輸入し、販売の申出をし、販売し、販売のために所持した場合、1百万リエルから20百万リエル(約1,250-2,500米ドル)の罰金、あるいは1年から5年の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 他の企業の商標、サービスマーク、団体標章、あるいは商号であると公衆に信じさせるために、登録された商標、サービスマーク、団体標章あるいは商号を模倣することによって不正競争行為を行った場合、5百万リエルから10百万リエル(約1,250-2,500米ドル)の罰金、あるいは1月から1年の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 同じ罪を繰り返す侵害者には、罰金及び刑期について倍加する。法に違反して、輸入され、販売され、販売の申出がされ、又は販売の目的で所持された商品は、何人が有罪の判決を受けたかに関わらず、押収、又は破壊されなければならない。

特許権侵害³⁴

特許法は、次の刑事罰を課す。

- 故意に、特許権侵害を構成する行為を実施した場合、5百万リエルから20百万リエル(約1,250-5,000米ドル)の罰金、あるいは1年から5年の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 前科から5年以内の累犯の場合、罰金及び刑期について倍加される。また、裁判所は、侵害品及びその製造手段を押収及び破壊する権限を有する。

³² カンボジア王国民事訴訟法典(2006年)、第59-68条

³³ 標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002年)、第63-65条

³⁴ 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003年)、第132-135条

著作権侵害(海賊行為)³⁵

著作権法は、次の刑事罰を課す。

- 著作物を製作、複製した場合、5 百万リエルから 25 百万リエル(約 1,250–6,250 米ドル)の罰金、あるいは 6 月から 12 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 海賊版を輸入又は輸出した場合、2 百万リエルから 10 百万リエル(約 500–2,500 米ドル)の罰金、あるいは 6 月から 12 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 実演家の権利を侵害し、又は侵害されたその実演を公衆送信した場合、1 百万リエルから 5 百万リエル(約 250–1,250 米ドル)の罰金、あるいは 1 月から 3 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 実演家、レコード製作者、映像製作者、放送事業者の同意なく、著作物を製作、複製した場合、5 百万リエルから 25 百万リエル(約 1,250–6,250 米ドル)の罰金、あるいは 6 月から 12 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 実演家、レコード製作者、映像製作者、放送事業者の同意なく、レコード、カセット、ビデオカセットを輸入又は輸出した場合、2 百万リエルから 10 百万リエル(約 500–2,500 米ドル)の罰金、あるいは 6 月から 12 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 実演家、レコード製作者、映像製作者、放送事業者の同意なく、放送事業者によって放送された場合、1 百万リエルから 10 百万リエル(約 250–2,500 米ドル)の罰金、あるいは 1 月から 3 月の懲役に処し、又はこれを併科する。
- 上記したすべての場合について、累犯は、罰金及び刑期について倍加される。さらに、裁判所は、海賊版及び海賊行為を介して得た収入を差し押さえ、違反の実行に使用された設備を没収し、そして、没収物の破壊あるいは正当な著作権者への返却を命令する権限を有する。

一般の刑事手続

知的財産権者が侵害者に対する刑事的救済を求めたい場合、刑事訴訟法は知的財産権者が警察又は検察官に告訴することを要求する。彼らは、状況に応じて、ある程度の予備調査を行う法律上の義務を有する。そして、検察官は事件を追及するか否かの決定権を有する。実際に、これらの当局は、一つには当局は予算が限られているという理由で、また一つには模倣品が公衆に健康又は安全保障に悪影響を与えない限り、これらの当局が知的財産権の問題について高い優先度を設定しないという理由で、知的財産権者が私的な調査を行い、当局が事件に興味を持つ前に可能な限り多くの証拠を集めることを要求することが多い。

³⁵ 著作権及び関連する権利に関する法律(2003 年), 第 64–66 条

民事訴訟の共同原告³⁶

知的財産権者が侵害からもたらさせた実際の直接的な損害を証明できた場合、知的財産権者は刑事訴訟とともに損害賠償請求の民事訴訟を起こすことができる。裁判所は知的財産権者に担保の提供を命令でき、そして、裁判所が本民事訴訟の根拠がない、あるいは権利の乱用であると結論を下した場合、担保が罰金として没収される。また、そのような場合には、被告は、損害賠償を請求する権利がある。

立証責任³⁷

刑事訴訟において、検察当局は被告が故意に被害者の知的財産権を侵害したことを証明しなければならず、また、立証責任は合理的な疑い(reasonable doubt)を超えるものであるため、立証責任は、民事訴訟の立証責任よりもかなり高いレベルである。実際に、侵害者が小売店である場合、商標権者はその小売店に侵害停止要求書を送付することを検討し、かつその小売店に1、2週間の回答期間を与えるべきである。侵害している小売店が侵害停止要求書を送付した後も侵害品を販売し続ける場合、知的財産権者は刑事訴訟を起こすよい機会となる。

控訴

検察当局、民事訴訟の原告及び被告を含むすべての当事者は、控訴裁判所さらには最高裁判所に下級裁判所の判決に対して控訴する権利を有する。控訴期限は通常、判決日から1ヵ月であるが、例外も適用される。

時効³⁸

関係当局に知的財産権侵害の刑事事件を報告するため、時効までの期間は一般的に、犯罪を起こした後5年である。民事訴訟が刑事訴訟とともに起こされた場合、民事訴訟の時効は刑事訴訟の時効までの期間と同じである。

3.4 税関に関する事項

税関登録

カンボジアは、適切な税関登録システムを有していない。知的財産局(DIPR)の職員は、販売契約が独占かつ登録された場合のみ並行輸入を阻止するために、自分達が国境当局と協力することを表明した。この実務は将来変わるかもしれないが、現時点では、商標権者は並行輸入に対して対抗し、また必要であれば商標権の行使能力を高めるために、販売契約を知的財産局(DIPR)に登録すべきである³⁹。医薬品関連商品の独占的な販売契約は登録されないことに留意し、結果として並行輸入された医薬品を保留することを税関当局に説得することは困難、もしくは不可能である。

³⁶ カンボジア王国刑事訴訟法典(2007年)、第13-26条

³⁷ 標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002年)、第66条; 特許、実用新案証及び意匠に関する法律(2003年)、第133条; 著作権及び関連する権利に関する法律(2003年)は立証責任について規定していない。

³⁸ カンボジア王国刑事訴訟法典(2007年)、第10-11条

³⁹ 登録商標を付した輸入品に対する承諾書を記録・申請する手続に関する省令

国境措置⁴⁰

権利者は、関税局、カンボジア輸出入検査・不正抑制局(CAMCONTROL)、裁判所と連携し、通関手続を保留し、模倣品を破壊する申請を行うことによって国境措置を講じることができる。

税関登録システムとは対照的に、この国境措置は、単一回通関を受ける際に受けられ、当局は永久的には模倣品を捜さない。国境措置が認められた場合、通関手続は保留され、国境で拘束され、模倣品を含む場合には押収される。申立人は、入国地の近くで侵害被疑品を保税倉庫に預ける責任を負い、通常侵害被疑品を検査することと、それらが模倣品であるか否かの判断を助けるために調査、検査、分析のためにサンプルを抜き取ることが認められる。通関手続が保留された旨の通知がされた後 10 日以内に、申立人が事件の実体的事項について訴訟手続を開始しない場合、保留された通関は解放される。10 日間の期限は、申立人が正当な理由—例えば、申立人が侵害被疑品を分析し、あるいは裁判手続を準備するためにさらに時間を要する旨—を示せば、申立人の申請により延長され得る。

通関業務の保留申請は、関税局、カンボジア輸出入検査・不正抑制局(CAMCONTROL)に行う。申請書は、カンボジアにおいて登録された商標の権利者、ライセンシー、又は独占(及びライセンスされた)販売業者によって申請されなければならない。

通関業務の保留の申請書は、以下の事項を含む。

- 積み荷が模倣品であるという一応の証拠(prima facie evidence)を示す申し立て
- 侵害被疑品の説明書(及び、使用可能な場合、サンプル)
- 保留された疑いのある積み荷を特定する情報
- 商標登録の証明書
- 申請者の情報
- 申請が委任代理人によって行われた場合、登録商標の権利者の委任状
- 申請料(残念なことに、経済財政省は申請料を設定しておらず、そのため、当局に対して行動をとるか否かの決定には慎重な姿勢をとる可能性がある)

当局はまた、申請者に、担保金を支払い、又は、商品が偽物ではないと判断された場合に、輸入者及び当局を保護するために十分な他の担保が得られることを要求する。申請は、60 日間有効である。

水際対策措置は、商標権者と著作権者のみが利用できる。法は、特許権、実用新案権、又は意匠権を侵害する輸入品の通関保留する手続を与えていない。この点は、税関職員が、商標権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、そして植物育成者権に関して措置を講じる権限を有する日本の実務とは異なる⁴¹。しかしながら、医薬品は、(i)医薬品が、ラベルの表示に関わらず、特定された有効成分を含有しておらず、

⁴⁰ 標章、商号及び不正競争行為に関する法律(2002 年), 第 35–47 条. カンボジア王国の標章、商号及び不正競争行為に関する法律の施行に関する政令(2006 年), 第 38–42 条. 商標マニュアル, 商務省知的財産局(2002 年), Part 9. 著作権法および関連する権利に関する法律(2003 年), 第 63 条.

⁴¹ 日本国財務省“日本税関の役割(2009 年知的財産権の行使に関する報告) (The Role of Japan Customs - Report on IPR Enforcement in 2009)” http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/ipr_p.pdf

(ii)医薬品が、ラベルで特定された以外の有効成分と異なるものを含有し、(iii)医薬品が、特定された有効成分を含有するが、ラベルに表示された濃度と異なる濃度であり、または、(iv)医薬品が、正しい濃度の特定された有効成分を含有するが、ラベルで表示された有効成分源と異なる成分源である場合、国境で差し押さえられる。